

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案のたたき台 2

第1部 民事訴訟法の見直し

第1 口頭弁論等

1 口頭弁論等の期日

(1) 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論
映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関するものとして、
次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則
で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信によ
り相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、
口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭
したものとみなす。

(2) 期日の指定及び変更

法第93条第1項の規律を次のように改めるものとする。

期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

(説明)

1 本文の概要

本文(1)は、映像と音声の送受信による通話の方法（以下、本資料において「ウェブ会議
等」という。）により口頭弁論の期日における手続を行うことを可能とする規律を設ける
ものである。字句の修正を加えたほか、中間試案第5の1の1及び部会資料22の第1の
1の本文の内容から変更はない。

本文(2)は、部会資料22の第1の1の（注）で記載した内容と同様であり、部会におい
ても賛成意見が多かったことから、規律を設けることとするものである。

2 無断での写真撮影等の禁止について

部会においては、ウェブ会議等により手続を行う期日、音声のみの送受信による通話の
方法（以下、本資料において「電話会議」という。）により手続を行う期日において、裁
判長が在席する場所以外の場所にいる者が、裁判長の許可を得ないで、送受信された映像
又は音声について、写真の撮影、録音、録画、放送等を行うことを禁止し、制裁を設ける

ことについて、また、これらの方法を用いない（当事者が現実に出頭する）期日についても同様の規律を設けることも含め、議論がなされた。

その議論においては、現行法上、裁判所法（同法第71条第2項、第72条及び第73条）、法廷等の秩序維持に関する法律（同法（以下「法秩序法」という。）第2条第1項）における過料の制裁及び刑事罰の規定があるほか、民事訴訟規則において法廷における写真の撮影等は許可を得なければならない旨が規定されていること（同規則第77条）を前提に、制裁を伴う無断撮影等の禁止の規律を置くことの必要性及び相当性が検討された。プライバシーや営業秘密の漏えい、訴訟手続の充実、円滑な進行の妨げになるといった手続への悪影響等の観点から、規律を設けるべきとする意見も出されたが、現行法の規律が及ばない行為について制裁をもって禁止する規律を置くことには慎重であるべきとの意見も出された。

上記現行法の規定は、いずれも、基本的に、法廷の秩序を害する行為について、裁判官が発した命令に違反して実際に秩序を害したと認められる場合に制裁を課すこととしている。そして、裁判官が、ウェブ会議等において、ディスプレイを通じて直接目撃又は聞知し得る行為については、裁判所法第71条ないし法秩序法第2条第1項の制裁の規律が及ぶものと解し得るところ、それ以上に、ウェブ会議等において裁判官が秩序をみだす行為を直接目撃又は聞知し得るかどうかなどにかかわらず、制裁を課すような特段の規律を設けるには、上記のような現在の法制度との整合性の観点等からすると、その具体的な必要性及び相当性が求められることとなるが、これを肯定することは容易ではなく、その根拠等をどこに求めるのかなどにつき慎重な検討を要すると思われる。

したがって、この点については本文に記載していない。

3 口頭弁論の公開に関する規律を置かないことについて

口頭弁論の公開に関する規律を置かないことについては異論がなかったため、本資料では、特段の記載をしていない。

2 準備書面等の提出期間

準備書面等の提出期間に関し、次のような規律を設けるものとする。

法第162条の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかった理由を説明しなければならない。

(説明)

本文は、部会資料22の第1の本文4(1)イと同内容である。

部会においては、本文の内容に加え、当事者が法第162条の規定により定められた期間

(以下「裁定期間」という。)内に準備書面等の提出をしない場合について、裁判長の命を受けた裁判所書記官による提出の促し、裁判所による提出命令及び裁定期間後に提出された攻撃防御方法の必要的却下に関する規律を設けることについても議論された。これらのうち、提出の促しについては、特段の異論はなかったが、これを設けるとしても規則事項と考えられることから、本文には記載していない。また、提出命令及び必要的却下に関する規律については、部会において、当事者の裁定期間遵守のインセンティブとして一定の場合に必要的却下の規律を設ける必要があるとの意見もあったが、反対の意見も多かったところであり、本文には記載していない。

また、部会において、本文のような規律を設ける場合については、遅延理由の説明義務を課すのは裁判所が説明を求めた場合に限る、又は、裁判所が説明の必要がないと認めた場合は除くといった例外規定を設けてはどうかといった意見も出されたが、裁定期間を遵守できなかった理由を裁判所に説明すべきことは当然ではないかとの意見もあったところであり、本文は、例外を設けていない。

第2 上訴、再審、手形・小切手訴訟

1 再審の事由

法第338条第1項第6号を次のように改めるものとする。

判決の証拠となった文書その他の物件が偽造若しくは変造されたものであったこと又は判決の証拠となった部会資料23の第5の1に規定する電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

2 手形訴訟における証拠調べの制限

法第352条第1項を次のように改めるものとする。

手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に係る証拠調べに限りすることができる。

(説明)

1 電磁的記録に係る証拠調べの規定の新設に伴う整備

本文は、電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ(部会資料23の第5)の規定を設けることに伴い、所要の整備をするものである。

2 再審の事由(本文1)

他の法令等の用語例を参考として、本文1では、判決の基礎となった電磁的記録について不正作出があった場合に再審事由となることを明確にしている。なお、現行の法第338条第1項第6号の「偽造若しくは変造」にいう「偽造」には、有形偽造のみならず無形偽造が含まれるところ、ここでいう不正作出には無形偽造に対応するものも含まれる。

3 手形訴訟における証拠調べの制限（本文2）

本文2は、手形訴訟では、書証と同様に、電磁的記録についての証拠調べもすることができるとしている。

なお、現行の法第352条第1項の「書証」には、法第231条に規定する物件についての書証に準ずる証拠調べは含まないものとされている。これは、手形訴訟では、手続の簡易迅速の要請から、証拠方法の範囲を、証拠調べを単純かつ即時にすることができるものに限ろうとする趣旨のものである。そのため、形式上は文書に該当するものであっても、例えば、本来証言より証明すべき事項について、人証を回避する目的で作成された文書については、同様に、証拠能力を否定すべきものと考えられている。

そのため、本文2の規律を置いたとしても、解釈上、手形訴訟の証拠制限の趣旨に反するもの（人証を回避する目的で作成されたもの）については、前述と同様に、証拠能力を否定すべきものと考えられる。

4 上訴、再審、手形・小切手訴訟に係る手続のIT化

法第3編（上訴）、第4編（再審）及び第5編（手形・小切手訴訟）に係る手続については、第一審の訴訟手続と同様にIT化することとし、IT化された第一審の訴訟手続の規定を準用等することを予定しているが、整備の一環であるので独立して記載していない。

第3 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

【P】（部会資料26第4参照）

（説明）

簡易裁判所の訴訟手続について、地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することを前提としている（特段の規定がない限り、地方裁判所における第一審の訴訟手続の規定が適用されることになるから、条文上の手当ては不要と考えられる。）。簡易裁判所の訴訟手続についてIT化に伴う特則を設けることについては、部会資料26の第4で検討することとしている。

なお、督促手続についても、通常の訴訟手続がIT化されることを踏まえ、所要の整備を行うこととなり、少額訴訟については、IT化に伴う特段の規律を設けないが、要綱としては、独立の項目を設けないことで足りると思われる。

第4 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、次のような規律を設けるものとする。

1 法第71条第1項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から10年以内にしなければならない。

2 法第72条及び法第73条第2項において、1の規定を準用する。

(説明)

本文1は、訴訟費用の額を確定する処分の申立てに係る期限をその負担の裁判が確定した日から10年以内とするものであり、本文2は、その規律を当事者が裁判所において和解をした場合の和解の費用又は訴訟費用（法第72条）、訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合の訴訟費用（法第73条）に準用するものである。

部会において、これらの費用額確定の申立てに係る期限を設けることについて異論はなく、その期限を10年とすることについても賛成の意見が多かった。

申立期限の起算点については、部会資料22の第6の1において、「訴訟費用の負担の裁判が執行力を生じた日」とされていたところを、「訴訟費用の負担の裁判が確定した日」としている。これは、「執行力を生じた日」とすると、判決において訴訟費用に仮執行宣言が付された場合には、宣告時に執行力が生じるが仮執行宣言が失効した場合（法第260条第1項）には執行力を失うため、上訴審判決までの間、起算点及び申立期限が明確にならない場合が生じることから、判決確定時を起算点とすることとしたものである。

第5 IT化に伴う書記官事務の見直し

1 担保取消しと書記官権限

法第79条第2項の担保取消しを裁判所書記官の権限とし、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したとき（法第79条第3項により同意があったものとみなされる場合を含む。）は、裁判所書記官は、申立てにより、担保を取り消さなければならない。この申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

(2) (1)の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。この異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(注1) 本文(1)の裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じないということについて検討する。

(注2) 法第79条第3項の同意擬制の前提となる催告を裁判所書記官の権限とすることについて検討する。

(説明)

本文及び注は、部会資料22の第7の本文1(1)と同内容である。法第79条第2項及び第3項の場合の担保の取戻しを書記官の権限によって可能とすることについて、部会において特段の異論はなかった。

また、法第79条第1項の担保取消しを書記官権限化すること(部会資料22の第7の本文1(2))については、従前の部会における議論の状況を踏まえると、規律を設けることは困難であると考えられ、本文に記載していない。

2 電子調書の更正

(1) 和解等に係る電子調書の更正決定

和解等に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ウ アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 口頭弁論に係る電子調書の更正

口頭弁論に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 口頭弁論に係る電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

イ アの規定による更正の処分は、電子調書を作成してしなければならない。

ウ 現行法第71条第3項、第4項及び第7項の規定は、アの規定による更正の処分又はアの申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(注) 判決の更正決定について、次のような規律を設けるものとする。

法第257条第1項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(説明)

本文の内容は、部会資料22の第7の4の記載から基本的に変更はない。なお、本文(2)に関し、口頭弁論以外の調書については、作成の根拠となる規定が規則に置かれているた

め（例えば、弁論準備手続調書につき規則第88条第4項）、更正処分の規律を設ける場合には、口頭弁論調書に関する法の規定を規則において準用するといった形で規定されることを想定している。

不服申立の手段（部会資料22の第1の4(1)の（注）及び(2)の（注））に関しては、部会において、即時抗告に統一すべきとの意見があり、これに対する特段の異論もなかったことを踏まえ、即時抗告によることとした。すなわち、和解等に係る電子調書の更正決定（本文(1)イ）、更正の申立てを不適法として却下する旨の決定（本文(1)ウ）、それ以外の電子調書の職権による更正処分、更正の申立てに関する処分に対する異議申立てを認容する決定及びこれを却下する決定（本文(2)ウ。ただし、解釈論としては、単に理由なしとして更正を認めないものに対しては、即時抗告はできないものと解される（大審院昭和13年11月19日決定・民集17巻2238頁等参照。））について、いずれも即時抗告によるものとしている。また、併せて、判決の更正の申立てを不適法として却下する決定に対しても、不服申立手段を即時抗告とすることについて、（注）で記載している。

第2部 民事訴訟費用等に関する法律の見直し

第1 手数料の電子納付への一本化

民事訴訟に関する手続の手数料の納付方法について、次のような規律を設けるものとする。

手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをもって納めなければならない。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる。

（説明）

本文の内容は、従前の部会の議論を踏まえ、手数料の納付方法について、原則として情報通信技術を利用する方法によるべきものとし、その具体的な方法は最高裁判所規則で定めることとする規律を提案するものである。施行時における具体的な方法はペイジーのみとし、その他の情報通信技術を利用する方法を導入するかについては、運用状況を踏まえつつ、必要な検討が行われることを想定している。

なお、手数料以外の費用の予納の方法についても、本文の内容と同様の規律を設けるものとする。

第2 郵便費用の手数料への一本化

民事訴訟に関する手続においては、郵便費用の予納の制度を廃止し、別途、郵便費用に相当する所要の金額を、手数料として徴収する規律を設ける。

(説明)

本文の内容は、部会資料21の2と同じ内容である。手数料として徴収する郵便費用に相当する所要の金額につき、書面をもって申立てをする場合と、電子情報処理組織を使用する申立てをする場合とでは、後者の場合の方を低額の金額とする。

第3 過納手数料の還付等の書記官権限化

過納手数料の還付等(費用法第9条)並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給(費用法第21条から第24条まで)については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとともに、所要の整備を行うものとする。